解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十三年三月三十日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

岡山県久米郡美咲町東垪和六四九番地

清算法人和当地池土地改良区

清算人代表　杉山　稔

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日高知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

高知県須崎市山手町一番七号須崎市役所建設課内　須崎市桐間土地区画整理組合

清算人代表　井上　達男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月一日開催の臨時理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

福岡市博多区博多駅前三丁目二五番二一号

財団法人福岡県高齢者・障害者雇用支援協会

清算人　友添　秀利

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

鹿児島県鹿屋市共栄町二〇番一号

鹿屋市土地開発公社

清算人　嶋田　芳博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

沖縄県那覇市泉崎一丁目二〇番一号

社団法人沖縄雇用開発協会

清算人　弁護士　宮城　和博

第四十三期決算公告

平成二十二年七月二十日現在

貸借対照表の要旨

（単位・千円）

資産の部

流動資産	七七一、七五八
固定資産	七二、五八五
合計	八四四、三四三

負債及び純資産の部

流動負債	三二八、六七二
固定負債	二三〇、四四三
株主資本	二八五、二二八
資本金	三六、〇〇〇
利益剰余金	二四九、二二八
その他利益剰余金	二四九、二二八
（うち当期純損失）	（三六、七四九）
合計	八四四、三四三

平成二十三年四月二十六日

仙台市宮城野区榴岡二丁目四番二二号

東北ユーザック株式会社

代表取締役　内藤　祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西村山郡朝日町大字雪谷一三〇番地、最後の住所山形県西村山郡朝日町大字宮宿一一四一番地　被相続人　亡　鈴木　コウ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

事務所山形市相生町六番五六号　古澤・内藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古澤　茂堂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達市保原町字三丁目一三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菅野　善文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

福島県福島市山下町二番三九号

相続財産管理人　弁護士　倉持　惠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区堀ノ内三丁目一八四番地、最後の住所茨城県土浦市右籾三〇二七番地三　被相続人　亡　矢車　文彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号

みとみらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市錦町二五番地二四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木村　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

埼玉県川口市芝新町七―二二森ビル三階

相続財産管理人　弁護士　城口　順二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市御園三丁目二三番、最後の住所神奈川県座間市緑ヶ丘五丁目一二番一九号ハイツ相武台一〇六号　被相続人　亡　中嶋　照雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

東京都渋谷区桜丘町四番二三号渋谷桜丘ビル八階　渋谷共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田悌一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県中野市大字金井八四二番地ロ、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市浜之郷八四〇番地みどり荘二〇二　被相続人　亡　山口　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

横浜市戸塚区平戸町四八四番地五九

相続財産管理人　白石　紀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市三ケ四〇〇〇番地、最後の住所富山県射水市三ケ二七三二番地一　被相続人　亡　高木　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

富山県高岡市下関町一番一六号ぶどうやビル二階　相続財産管理人　入江　佑典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区東起町四丁目一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　城田　敬昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

名古屋市西区城西一丁目八番一六号杉浦ビル二階　相続財産管理人　鈴木　健治

一般社団法人設立のお知らせ

平成二十三年四月五日大阪法務局北大阪支局にて設立登記を完了し一般社団法人建築構造技術支援機構がここに発足しましたので、お知らせします。

平成二十三年四月二十六日

大阪府吹田市広芝町三番二九号

一般社団法人建築構造技術支援機構

代表理事　益尾　潔